

平成27年10月27日
内閣府（防災担当）**「平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について**

平成27年10月7日に公布・施行された、「平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、本日（10月27日）、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、上記激甚災害に適用すべき措置として、茨城県常総市の区域を対象として、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の措置を追加するものです。

I 激甚災害（局激）の追加指定と適用措置

^{じょうそうし}
茨城県常総市の区域を対象として、次の措置が適用されます。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。

II 被害額と基準額**中小企業関係**

※ 10月9日時点

<局激>

市町村名	中小企業関係被害額	局激基準額
茨城県 常総市	169.7億円	103.3億円

（参考：局地激甚災害指定基準）

次に該当する災害（但し、基準に該当する市町村の被害額の合計額が5千万円を超えることが要件）

市町村内の中小企業関係被害額（被害額が1,000万円未満のものを除く） > 当該市町村の
中小企業所得推定額 × 10%

※ 中小企業関係の特例については、局激についても、指定の判定基準が査定事業費ではなく被害額であり、激甚災害指定が行われないと融資等の特例措置が受けられないことから、指定基準を満たせば、災害発生後速やかに激甚災害指定を行っている。

III 今後の予定

10月30日（金） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 小川、小泉、阿部
03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）